

知多北部広域連合予算決算会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年８月２８日

知多北部広域連合長 花 田 勝 重

知多北部広域連合規則第８号

知多北部広域連合予算決算会計規則の一部を改正する規則

知多北部広域連合予算決算会計規則（平成１１年知多北部広域連合規則第８号）の一部を次のように改正する。

第１条中「第１７３条の３」を「第１７３条の７」に改める。

第１０３条中「第２４３条の２の２第１項後段」を「第２４３条の２の９第１項後段」に改める。

附 則

この規則は、令和８年９月２４日から施行する。